

多可町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和3年4月23日（金）午後6時

兵庫県に緊急事態宣言が発出されたことを受け、本日対策本部にて協議・決定した内容をお知らせします。

兵庫県の緊急事態措置を踏まえて、以下のとおり対応する。

期間：4月25日（日）から5月11日（火）

◆屋内・屋外公共施設の利用中止について

- 期間中は貸館業務を中止とする。
- 図書館、プラザ図書室は、ネット、電話、窓口での貸し借りのみ実施。
- 各種講座、イベント等の中止。

◆小中学校の対応について

○教育活動における感染防止対策

- ・感染リスクが高いとされている活動は行わない。
- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用、毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら喚起を行うとともに、消毒を行う。
- ・食事をする場所については、飛沫を飛ばさないような席の配置を行うとともに、食事中はマスクをはずしての会話は行わない。
- ・児童生徒、教職員の不要不急の外出を自粛する。

○部活動

- ・実施場所：原則、学校及びその周辺
- ・活動時間：平日4日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守
※感染防止対策の徹底を図るため、大型連休中（5月1日～5月5日）については、特に必要性が高い場合を除いて、活動の中止を原則とする。
- ・本県に緊急事態宣言が発出されている期間は、大会（※を除く）、練習試合、合宿は行わない。
※令和3年度中体連スケジュール記載大会、競技等団体等が主催する大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

◆職員の勤務体制について

- 時差出勤や在宅勤務は行わず、感染防止対策を徹底したうえで通常業務を基本とする。

◆町長メッセージの発信

- 防災行政無線、たかテレビ、町ホームページ・SNS、たかちょう防災ネットを活用して、緊急事態措置を受けた、不要不急の外出自粛や一層の感染防止対策の呼びかけを行う。

4月26日（月）～